

令和5年度中に策定・変更・廃止が予定されている計画等

(部局名：総合企画部)

計画の名称	計画期間	区分 策定 変更 廃止	法律上の位置づけ				その他	備考(根拠法令、上位計画等) ※策定等は令和6年度以降になるが令和5年度中に委員会で 骨子案等の報告を行う予定の計画、策定等の後に議会への 報告義務等がある計画は、その旨を明記してください。	所管課名
			法定 受託	義務	努力 義務	任意			
人口減少を見据えた未来へと幸せが続く 滋賀 総合戦略	令和2年度 ～ 令和6年度	変更			○		根拠法令：まち・ひと・しごと創生法（第9条）	企画調整課	
滋賀県立高等専門学校 基本構想2.0	—	策定				○		高専設置準備室	
滋賀県人権施策推進計画	平成28年 度～令和7 年度	変更				○	※改定は令和6年夏頃を予定。令和5年度中に委員 会で改定概要・改定原案等の報告を行う予定。	人権施策推進課	

(注1) 単年度のみを計画期間とする計画を除く。

(注2) 「区分」欄は、「策定」、「変更」または「廃止」と記入してください。

(注3) 「備考」欄の根拠法令については、規定されている条番号まで記入してください。